

付 録

付録1	社会福祉士・精神保健福祉士の資格と国家試験	22
付録2	リハビリテーション学科における実習（科目）の概要	24
付録3	福祉に関連する資格の紹介	31
付録4	卒業後に活躍が期待される分野	34

付録1 社会福祉士・精神保健福祉士の資格と国家試験

(1) 社会福祉士受験資格

① 社会福祉士とは

1987年に制定された「社会福祉士及び介護福祉士法」による、わが国初めての社会福祉専門職です。指定された科目の国家試験に合格し登録することによって得られる資格です。その内容は「社会福祉士の名称を用いて専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業とする者」（「社会福祉士及び介護福祉士法」第2条）となります。

具体的には、地域で生活したり、社会福祉施設に入所したり通所している高齢者や障害者、子ども等に対して、日常生活を豊かに営むための生活支援を行います。生活を営むうえで様々な困難を抱えている人たち及びその周囲を取り巻く生活環境や家族の問題、年金や経済等に関する相談にのり、適切な助言をします。

このように社会福祉士とは、幅広い知識と専門的技術を駆使して援助や相談業務を行う国家資格です。この資格を得るためには、受験資格を得て、毎年1月に実施される国家試験に合格し、社会福祉士として登録しなければなりません。

② 社会福祉士受験資格取得のための履修方法について

社会福祉士の資格は、国家試験に合格しなければなりません。そして、受験するためには、まず受験資格を取得しなければなりません。在学中に下記の要件を満たすことが必要です。

ア 社会福祉士養成の指定科目を卒業までにすべて修得しなければなりません

イ 法令指定科目は、すべてその開講年次に単位を修得していくようにしなければ、実習に参加できなくなりますので努力してください。実習に出るまでの履修要件がありますので注意して下さい。

ウ 法令指定科目で「1科目選択」になっている科目は、その選択により国家試験受験資格の要件を満たしますが、選択しなかった科目も実際の国家試験では出題科目に該当しますので、履修してください。

(2) 精神保健福祉士受験資格

① 精神保健福祉士とは

「…精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のための必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者」（精神保健福祉士法第 2 条）です。具体的には、精神科病院、精神科診療所、保健所、精神保健福祉センター、精神障害者社会復帰施設などにおける、統合失調症やうつ病などの精神障害やその他さまざまな心の病を抱えた方への相談援助が主な業務です。

この資格を得るためには、本学科において、在学中に精神保健福祉士の指定科目を修得した者が毎年 1 月頃実施される国家試験に合格し、登録しなければなりません。

② 精神保健福祉士受験資格取得のための履修方法について

ア 精神保健福祉士養成の指定科目を卒業までにすべて修得しなければなりません。

イ 法令指定科目は、すべてその開講年次に単位を修得していくようにしなければ、実習に参加できなくなりますので努力してください。実習に出るまでの履修要件がありますので注意して下さい。

ウ 法令指定科目で「1 科目選択」になっている科目は、その選択により国家試験受験資格の要件を満たしますが、選択しなかった科目も実際为国家試験では出題科目に該当しますので、履修して下さい。

付録2 社会リハビリテーション学科における実習の概要

◆実習の全体構想◆

社会リハビリテーションは、現場との関わりやそこで実際に自ら実践することを重視しています。そのためには、実践現場に自分の身を置いて、そこで生じていることを体験し、感受し、思考し、判断し、主体的に働きかけていく、実践的な学びが必要不可欠です。

社会リハビリテーション学科では、利用者の生活とじっくり向かい合い、また、地域社会の動きを横断的、包括的に見、主体的に関わっていく実習を目指します。このことにより、個人の「全人間的復権」や、人々の社会意識そのもの、地域社会そのものを変革していく方途を見出していけるのではないかと、このような地域リハビリテーションや地域福祉の考え方を取り入れた実習を構想しています。

①学外実習の種別

社会リハビリテーション学科でおこなわれる学外実習は以下の5種類です。

- 1) 「ソーシャルワーク実習」(社会福祉士養成)
- 2) 「精神保健福祉援助実習」(精神保健福祉士養成)
- 3) 「医療福祉実習」(医療ソーシャルワーカー養成)
- 4) 「海外福祉実習」(国際的な視野をもつソーシャルワーカー養成)
- 5) 「フィールドワーク」(福祉関連企業、NPO、NGO等に従事する専門職養成)

②学外実習の時期と日数

学生は5つの実習から関心領域を絞り込み、選択して、3年次後期(第6セメスター)から4年次前期(第7セメスター)にかけて実習を行います。「ソーシャルワーク実習」については、3年次後期(第6セメスター)48日(360時間)以上の実習を予定しています。

③社会リハビリテーション学科の学外実習の特徴

長期的、包括的実習(基本的な考え方)

人が生活を営むことの実態と意味について、じっくりと見つめる本格的な実習をおこないます。そのためには利用者と長期間にわたり継続的に関わる必要があります。

また、社会福祉の専門機関以外に住民参加型の福祉活動、福祉のまちづくり活動等のNPO団体、当事者団体、自助グループ、福祉系企業等が同じ地域社会をベースにして活動、事業をおこなっています。社会リハビリテーション学科では、従来の社会福祉士国家資格に伴う実習指定施設を中心とした実習だけではなく、地域リハビリテーション、地域福祉の観点から、社会福祉に関連する領域を包含した実習を選択することも可能です。

④学外実習の具体的な目標

- 1) 利用者(ユーザー)の生活に接近し、理解すること。
- 2) 地域社会の実態を接近し、把握すること。
- 3) 社会福祉施設・機関・組織・グループ、福祉系企業等の役割と機能を理解すること。
- 4) 利用者の主体性に対する支援の方法を検討し、試みること。
- 5) チームアプローチの考え方と方法について理解すること。
- 6) 対人援助専門職、福祉系企業人としての基本的態度を学ぶこと。

4年間の社会リハビリテーション学科における学外実習について

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1年次	←ボランティア実践論→			←ボランティア実践Ⅰ①→					←ボランティア実践の報告→			
									←ボランティア実践Ⅰ②→			
2年次	ボランティア実践Ⅱ								←ソーシャルワーク実習指導（事前）			
									←ソーシャルワーク演習（Ⅰ・Ⅱ）→			
3年次	←ソーシャルワーク実習指導（事前）→			← <u>ソーシャルワーク実習（配属実習）</u> →								
	←ソーシャルワーク演習（Ⅲ・Ⅳ）→											
4年次	←ソーシャルワーク実習指導（事後）→											
	ソーシャルワーク演習Ⅳ（事後演習）											
	実習報告及び実習報告書の作成											

◆1年生での実習：ボランティア実践Ⅰ（必修科目2単位）

①目的

学生が地域社会に対して自発的主体的に働きかけていく力を養成する契機として、「ボランティア実践Ⅰ」を設定しています。できるだけ早い時期に実践現場の実情に触れ、社会リハビリテーションに対する関心を喚起し、学びの動機を高めることが目的です。具体的な目標は以下の通りです。

- 1) 地域社会に対して主体的、自発的に関わる力、関係をつける力を養う。
- 2) 社会リハビリテーションにおける実践性（現場性）の重要性を体得する。
- 3) 社会的・環境的な問題に対する感受性や課題発見力を養う。
- 4) 実践現場で活躍する人々のマインドに触れ、学生自身が学びの方向性を見出す契機とする。

②内容

実習内容、分野については、社会福祉系に限らず、学生の主体的選択のもと、対象の範囲を幅広く設定しています。また、本実習は無報酬で行われるものです。

③時期と日数

夏期休暇期間、及び後期授業期間中に各5日以上、40時間以上（通算10日、80時間以上）のボランティア実践をおこないます。

④実習の定員

「ボランティア実践Ⅰ」は必修科目ですから、本学科生のすべてが履修することを前提としています。

⑤実習場所、地域

実習場所、地域は基本的に学生の自己選択によります。なお、夏期休暇期間におけるボランティア活動は、原則として個人（一人）でおこないます。

⑥ボランティア実践のための事前準備、事後学習

1) 事前準備

「ボランティア実践論」（第1 Semester、必修科目：2単位）でボランティアに関する基礎知識、各分野におけるボランティア活動の実際を学びます。また、挨拶や言葉使い等の基本マナー、コミュニケーション技術に関するトレーニングをおこないます。さらに、金銭授受の是非の判断や守秘義務の重要性について確認しま

す。ボランティア活動先の選定・内容の吟味・依頼・交渉のプロセスについては、学生一人ひとりが各自でおこない、活動先が決定した後、「ボランティア実習登録カード」を作成し、提出します。さらに、活動先についての事前学習を個別におこないます。

2) 事後学習

第2 Semesterにおいて、夏期休暇期間中の活動を小グループで振りかえり、情報交換、学生相互の検討をおこない、各学生が自身のボランティア活動の事後評価をします。また、第2 Semesterの後半では、小グループで報告会を開催し、各学生が活動についてのプレゼンテーションをおこないます。さらに、第2 Semesterの最終日には、全体報告会を開催し、学生全員の前でプレゼンテーションをおこないます。まとめとして、ボランティア実践報告書として各学生の活動レポートが小冊子に編集され発行されます。

⑦留意点

1) 先行履修科目の習得

第1 Semesterの「ボランティア実践論」を習得済みであること。

2) 実習中の万一の事故、トラブルに備えて「ボランティア保険」に加入します。 保険料（500円）は学生個人の負担とします。

◆2年生での実習：ボランティア実践Ⅱ（選択科目2単位）

1年生に引き続き、社会福祉士資格の取得を目指す学生は、15日間（75時間）以上のボランティア実践を行います。

◆3年生での実習：

（1）ソーシャルワーク実習（社会福祉士実習：選択科目4単位）

① 内容

高齢者、児童、障害者、生活困窮者など、生活上のさまざまな問題を抱える人々の生活問題に対応する社会福祉専門職によるソーシャルワーク（社会福祉援助技術）を実践現場のなかで学びます。「社会福祉士受験資格」の指定科目のひとつでもあります。

② 期間と日数

「社会福祉士受験資格」を得るためには、24日以上かつ180時間以上、厚生労働省が定める実習指定施設・機関において実習しなければなりません。但し、本学科では前述の日数（時間数）では社会福祉専門職の養成として、きわめて不十分であると考えています。そこで、厚生労働省が定める実習指定施設・機関での実習以外に、多様な施設・機関・組織・グループでの実習も包括しながら長期的な実習をおこないます。（通算48日以上、360時間以上）なお、実習時期については、第6 Semesterに設定しています。

③ 実習の定員

「ソーシャルワーク実習」は必修科目ではありませんが、本学科生のすべてが履修することを前提としています。

④ 実習地域

基本的に学生の自己選択によりますが、大学周辺の阪神、播磨地域を想定しています。さらに、学生の出身地における地元実習、また、山間、島嶼の過疎地域、ユニークな文化特性をもつ地域等、学生の関心に基づく特定地域での実習も考慮して実習をおこないます。

⑤ ソーシャルワーク実習のための事前準備、事後学習

- 1) 2年次夏期休暇期間におけるボランティア実践
3年次での本格的な実習を履修することを前提に、福祉・医療・保健分野におけるボランティア活動をおこないます。
- 2) 「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ（事前）」2年次後期（第4セメスター）、及び3年次前期（第5セメスター）
実習に向けて、第4セメスターでは、基本マナーから実習先の地域特性、社会制度に関する知識の確認、実習先の利用者のニーズ把握、具体的な援助方法、技術、さらに、実践現場で活躍するソーシャルワーカーを招いての実践報告など、学生のモチベーションを高めるための事前学習をおこないます。また、第5セメスターでは、具体的な実習計画を立案し、実習先との間で実施についての事前打ち合わせ、オリエンテーション等をおこないます。
- 3) 「ソーシャルワーク実習指導Ⅱ（事後）」4年次前期（第7セメスター）
少グループで実習体験を振り返り、各自実習報告を行い、他の学生の実習体験の相互比較、相対化しながら、実習体験を全体にフィードバックしていきます。また、実習体験をきちんと定着させるために実習報告書の提出が求められます。

⑥ 留意点

- 1) 社会リハビリテーション学科の他のすべての実習の基本となる実習です。例えば、精神保健福祉援助実習、医療福祉実習は、ソーシャルワーク実習を習得することが前提となります。
- 2) 「社会福祉士受験資格」の指定科目であるソーシャルワーク実習には、厚生労働省が示す条件が課せられており、これらを満たさないかぎり、社会福祉士国家試験受験資格は得られません。

「社会福祉士受験資格」に伴う実習指定施設及び事業一覧（2009年4月現在）

高齢者分野	児童福祉分野	障害福祉分野	
老人デイサービスセンター 老人介護支援センター 特別養護老人ホーム 養護老人ホーム 老人短期入所施設 軽費老人ホーム 老人福祉センター 老人デイサービス事業 老人短期入所事業 老人居宅介護等事業 地域包括支援センター	児童養護施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター 母子生活支援施設 児童デイサービス事業 児童居宅介護等事業 母子福祉センター	身体障害者療護施設、身体障害者授産施設 知的障害者更生施設、知的障害者授産施設 身体障害者更生施設、身体障害者福祉ホーム 身体障害者福祉センター 知的障害者福祉ホーム、知的障害者通勤寮 身体障害者デイサービス事業 身体障害者居宅介護等事業 心身障害者福祉協会運営施設 在宅知的障害者デイサービスセンター 知的障害児施設、情緒障害児短期治療施設 知的障害児通園施設 盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設 重症心身障害児施設、指定国立療養所	
	医療福祉分野		
	病院 診療所 老人保健施設		
社会福祉行政機関		女性福祉分野	生活保護分野
福祉事務所 児童相談所 身体障害者更生相談所 知的障害者更生相談所 婦人相談所	地域福祉分野	婦人保護施設	救護施設 更生施設 授産施設
	市町村社会福祉協議会 地域福祉センター		

(2) 海外福祉実習（選択科目）

① 内容

国際ソーシャルワークの専門的な実践技術、価値、知識を獲得するために、海外の実習施設（NPO・NGO 含む）で4週間以上の実習を行います。

② 趣旨と目的

福祉先進国における福祉思想・哲学、制度、および援助方法を学び、日本での福祉制度や援助方法との比較をして日本でのこれからの社会福祉援助の課題とあり方を考えます。

③ 実習先

オーストラリアにおいて、児童サービスや子育て支援、高齢者サービス、コミュニティサービスを行う機関で実習をします。

④ 実習期間

3年次の後期に実施します。

(3) フィールドワーク：(A) 福祉企業関連企業実習 (B) NPO・市民活動実習

① 実習の概要

フィールドワークは広義の福祉関連企業等に一定期間従事することによって、働くということを知り、講義で得る知識をより実践的なものにして将来の方向性について考える機会とします。学内で事前指導を受けた後、学外実習を行い、レポートを提出します。最後に事後指導を受け、実習で学んだことを再確認します。

これは福祉関連企業ならびに一般企業での活動を志向する学生を主な対象とした現場実習となります。

② 内容

- 1) 福祉用具の製造および流通に関する企業を中心に、一般企業、NPO・NGO 等で実習を行います。サービスや製品が、どのような経路で利用者に届き、どのように役立つのかを、またそれに必要な知識や技能およびスタッフ間の連携を学びます。大学で習ったこととの関連性を考え、その後の学習に生かし、しっかりとした職業観をもつようにします。
- 2) 実習先の指示に従い、業務の補助、準備業務、作業の観察・記録・分析などを行います。
- 3) 実習前に事前指導を受け、実習中には日誌を書き、終了時に報告書を提出して、事後指導を受けます。

③ 時期

3年次後期（第6セメスター）、8月から12月頃迄の間の一定期間（原則週単位）

④ 実習地域

兵庫県とその近県、東京都とその周辺など。

⑤ 実習先・内容（予定）

a) 福祉用具関連の企業・団体・機関

- 1-1) 福祉用具およびリハ機器の製造・販売・レンタル
- 1-2) 住宅改修
- 1-3) 義肢装具製作・販売
- 1-4) 福祉用具展示・イベント・教育
- 1-5) 協会、新聞社、研究所

b) 一般企業、NPO・NGO、その他

⑥ 留意点

- 1) 職業倫理を身につけ、福祉系専門職としての自覚にもとづいた行動をすることが大切です。現場での規則を守り指示に従うこと、仕事の邪魔にならないよう気を配ること、知り得た秘密は守ること、あいさつをはじめ、コミュニケーションを円滑にして、好感をもたれる行動をすることに心がけてください。また、健康には十分気をつけてください。
- 2) 実習希望者を面接し、行き先の調整・決定と事前指導を行います。希望先の業務を事前に調べておくことが大切です。なお、受け入れ先および数が時期により変動しますので、希望する実習先に行けないこともあります。

◆ 4年生での実習：

(1) 精神保健福祉援助実習（精神保健福祉士実習：選択科目）

① 実習の概要

精神保健福祉士の国家試験受験資格を得るためには、厚生労働大臣が指定する18科目を習得しなければなりません。その中でも、学習の集大成として精神保健福祉援助実習が「ソーシャルワーク実習」終了後、4年次夏休みを中心とした前期末に集中して実施されます。精神科病院、精神科診療所、保健所、精神保健福祉センター、精神障害者地域活動支援センター、障害者自立支援法における主に精神障害者が利用する福祉施設などで、可能な限り2箇所の施設（医療保健分野1箇所と福祉施設1箇所）で計180時間24日の実習を行います。

② 先行履修科目

実習登録までに必要な科目を習得していなければ実習に参加できなくなりますので実習の先行履修科目や履修要件には注意をして下さい。

③ 実習の定員

実習人数を最大15名とし充実した実習を行います。実習希望者多数の場合の選考は3年次後期に実施する予定です。

(2) 医療福祉実習（医療ソーシャルワーカー志望者：選択科目）

① 実習の意義

この実習は将来、医療の場でソーシャルワーカーとして働きたいと希望する学生を対象としています。一般病院や介護老人保健施設等では多くのソーシャルワーカーが活躍しています。病める人が病と闘いを始める場でもあり、病と共に生きる体制を整える場でもある医療機関はまた多くの生活問題が発生する場でもあります。医療の場において、早期から生活問題を支援する社会福祉の専門職（ソーシャルワーカー）の存在は医療の質を左右するといっても過言ではありません。

病める人やその家族、また協働する他の職種の人にとっても有用なソーシャルワーカーになるためには、学んだ専門的な価値・知識・技術が現場でどのように実践されているかを観察し理解する実習のプロセスが不可欠となります。生活困難が発生する現場に身を置くことで、自分自身の課題もより明らかになるでしょうし、就職先を決める大きな足掛かりとなります。

② 実習内容

具体的な内容については、実習先の主な業務によってさまざまですが内容例をあげると以下のような内容となります。

(実習内容例)

- ・施設の役割や機能についての講義や見学。
- ・医療ソーシャルワーカーの業務の実際について説明を受ける。
- ・医療ソーシャルワーカーの面接に同席する。
- ・医療ソーシャルワーカーに同伴し院内研究会やカンファレンス等に参加。
- ・地域活動（患者会、生活相談、ミニ講義等）への見学参加 など

③ **実習時期と日数**

第7 Semester、夏期休業期間、第8 Semesterで実習先とも相談し決定します。実習日数は原則として3週間程度を予定しています。

④ **実習先**

原則として近畿地区の一般病院・診療所・介護老人保健施設等で実習します。

⑤ **先行履修科目**

実習登録までに必要な科目を習得していなければ実習に参加できなくなりますので実習の先行履修科目や履修要件には注意をして下さい。

⑥ **実習の定員**

実習人数を最大15名とし充実した実習を行います。実習希望者多数の場合の選考は3年次後期に実施する予定です。

付録3 福祉に関連する資格の紹介

① 社会福祉主事

公務員として地方公共団体の福祉事務所の専門職員になるための資格です。任用資格ですので、社会福祉主事として働くには、公務員試験に合格し、福祉事務所に配属される必要があります。また、福祉施設の募集条件となることが多い資格でもあります。

地方公共団体の福祉事務所において、援助を求めて相談に来る人々（高齢者、障害のある人など）に、適切な助言や指導を行います。社会リハ学科卒業と同時に取得できます（卒業時に申請）。

② 児童福祉司

公務員として地方公共団体の児童相談所の専門職員になるための資格です。任用資格ですので、児童福祉司として働くためには、地方公共団体の公務員試験に合格し、児童相談所へ配属される必要があります。

児童相談所で、児童の養育・保護・育成などについての相談に応じ、それぞれの児童に必要な援助を行います。施設や関係機関とも連携をとりながら、問題解決に向けた支援などを行います。

③ 身体障害者福祉司

公務員として地方公共団体の福祉事務所等の専門職員になるための資格です。任用資格ですので、身体障害者福祉司として働くためには、地方公共団体の公務員試験に合格し、福祉事務所等に配属されなければなりません。

福祉事務所において、身体障害者に関する専門的な知識を活かし、日常生活、就労支援、施設入所などの相談に応じ、必要な助言指導を行います。

④ 知的障害者福祉司

公務員として、地方公共団体の福祉事務所等の専門職員になるための資格です。任用資格ですので、知的障害者福祉司として働くためには、地方公共団体の公務員試験に合格し、福祉事務所等に配属されなければなりません。

福祉事務所において、知的障害者に関する専門的な知識を活かし、日常の生活、就職、将来の生活のことなどの相談に応じ、必要な助言や指導を行います。

⑤ 児童指導員

児童福祉施設で相談援助を行う際に必要とされる資格（任用資格）です。

児童福祉施設などに入所して生活する子供たちを援助・育成・指導する仕事です。子どもたちがその年齢や能力に応じた生活を送れるように環境を整え、グループ活動や学習活動を通して社会性を育むように指導を行います。

⑥ 訪問介護員（ホームヘルパー）2級

一般的にホームヘルパーとして仕事をする場合に、最低限必要とされる資格です。

在宅の高齢者や障害のある人を訪問して、必要な介護や家事援助を行います。食事、入浴、排泄、着脱衣などの在宅での基本的な生活を継続できるように介護したり、調理、

洗濯、買い物、掃除などの家事を援助したり代行したりします。

※課外講座として学内で受講できます。詳しくは課外講座案内を見てください。

⑦ 介護福祉士（国家資格：養成施設卒業と同時に取得）

生活に支障のある方やお年寄りの毎日をサポートしていく仕事です。その内容は、食事や入浴、排泄の介助をはじめ、調理、洗濯など実に多様。社会福祉士と比べると、直接的な介護や援助に取り組むことが特徴といえます。また技術的な生活介助だけでなく、介護を受ける人が生きる喜びを感じられるようなケアが理想です。このほか、社会の高齢化とともに、対象者の家族や地域の人々を対象に、介護指導に取り組むことも大切な役割になってきています。

⑧ 福祉住環境コーディネーター

高齢者や障害者に対して、住環境整備に関する医療・福祉・介護・建築について制度や福祉機器といった幅広い知識を身につけ、利用者の状況に応じた適切な住環境整備を提案できる人材の育成を目指します。社会福祉士や介護支援専門員などの専門職と共に取得することで活躍の場は広がります。卒業までに2級まで取得しておくこと、就職や仕事の上でも役立ちます。

主催：東京商工会議所 応募資格：特になし（1級は2級合格者のみ受験）

試験：3、2級：2009年7月12日（日）、11月22日（日）

申込方法：期間中にネット（URL：<http://www.kentei.org/fukushi/index.html>）で登録、送付される申込書にて受験料を払います（3級4200円、2級6300円）。

⑨ 福祉用具専門相談員

介護保険法において指定されている福祉用具貸与事業所（福祉機器のレンタル・販売店等）に2名以上の配置が義務付けられている資格です。福祉機器の選び方や使い方などについて適切な指導・アドバイス、及び、機能等の点検ができる人材として、養成することを目的とします。

主催：厚生労働省 応募資格：特になし（5日間の講習を受講できる者）

試験：なし

⑩ 福祉用具プランナー

福祉用具を必要とする高齢者や障害者に対し、必要な福祉用具の選択を援助、適切な使用計画を策定、利用の支援、及び適用状況のモニター・評価を行います。福祉用具の製造開発、高齢者施設、障害者施設などでの介護プランなど、ますます深刻化する高齢化社会に必要とされる知識・資格です。

主催団体：財団法人テクノエイド協会

応募資格：①福祉用具専門相談員指定講習修了者、②介護支援専門員、理

学療法士、作業療法士、義肢装具士、看護師、准看護師、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する者③その他実施主体が上記に準ずると認める者のいずれかで、保健・福祉・医療等の実務経験2年以上を有する者、原則として現在もその業務に従事している者。（学生は原則不可）

試験：研修終了後に実施。マーク記入形式

⑪ 福祉情報技術コーディネーター

障害者・高齢者のために、コンピュータを含む支援技術と、補助機材をその障害に応じて結びつけて自立をサポートできるように、環境提案と、その操作技術を教えるための指導者としての能力を認定します。具体的には、電子技術や情報技術などを基本とした支援技術を対象として、対象者の障害に応じた適切な補助機器を選定し、その操作技術を教授・支援する指導者としての能力を認定する資格です。社会リハビリテーション学科の関連する講義を受講することにより合格が容易になります。また、試験前に集中的な問題練習をすると効果的です。

主催：財) 全日本情報学習振興協会

応募資格：受験時に18歳以上という条件はありますが、学歴・性別・国籍に制限はなく、3級、2級、1級があります。

試験：年2回実施され、形式は試験会場での筆記試験です。2009年度の試験日は、2009年7月26日、2010年1月31日です。

申し込み方法：上記団体が発行する受験票に記入し、受験料とともに、受験校に申し込みます。詳しくは下記のURLを参照してください。

URL：<http://www.joho-gakushu.or.jp/wel/>

受験料：1級 10500円、2級 8400円、3級 5250円

付録4 卒業後に活躍が期待される分野

(1) 機関・施設関係

福祉の仕事の代表的な職場は社会福祉機関・施設です。しかし、社会福祉施設といっても乳幼児・児童から障害児・障害者、高齢者、女性、そして経済的に困っている人を対象としたものなど多数あり、福祉の法律でそれぞれ規定されています。

そして現在、在宅福祉の時代を向かえ、老人福祉センター、デイサービスセンターなどの在宅福祉施設も急激に増加しています。これらの施設では、生活相談員、生活支援員、児童指導員などの肩書きで、主に利用者、家族の相談援助業務としてスタッフが働いています。また、特別養護老人ホームなどの高齢者を対象とした介護職員（ケアワーカー）も高齢社会を支える重要な働きを担っています。

これらの施設では、社会福祉士資格を持っていないと働けないというわけではありませんが、採用の条件として資格取得者が求められている現状があります。

そして現在注目されているのが医療ソーシャルワーカーです。一般病院や保健所で患者や家族が抱えている様々な課題に対して相談を受けたり、サポートするのが医療ソーシャルワーカー（略してMSW）です。

また、精神病院や精神障害者社会復帰施設などで働くソーシャルワーカーが精神科ソーシャルワーカー（略してPSW）です。この精神科ソーシャルワーカーとして働く際の基本資格が精神保健福祉士です。

医療分野で働くソーシャルワーカーは医師や看護師などの医療スタッフとの連携が不可欠であり、医療に関する知識も求められます。

(2) 企業系

福祉関連企業と一般企業があります。福祉関連企業には、福祉用具に関する販売レンタル事業所・貿易商社などの流通業、住宅改造業、研修や展示場運営などの教育研修業、福祉用具製造業における企画・営業・管理、社協や生協など福祉用具関連サービスを行う協会・組合やNPO（特定非営利活動法人）、さらに研究所やシンクタンク、新聞・雑誌社などがあります。一般企業では、その他の製造、流通、サービスの提供を扱っており、膨大な数の企業があります。

なお、福祉用具販売・レンタル企業は（社）日本福祉用具供給協会会員企業としては459社、福祉用具製造企業は、JASPA日本福祉用具・生活支援用具協会会員企業として99社登録されています（協会ホームページから引用 2009. 3. 22）。

① 仕事の内容

福祉関連企業を例に挙げれば、福祉用具に関する調査・企画、製造、販売・レンタル、保守管理（修理・改造、消毒、リサイクル）、PR活動・情報提供、技術研修、顧客・関係事業者・自治体間の連絡調整、契約締結などの各種事務作業、店舗・展示場運営などの業務があります。

② 必要な資格

福祉関連企業では、社会制度と福祉用具に詳しい人材を求めています。勤務には特に資格はなくても可能ですが、勤務しながら「福祉用具専門相談員」あるいは「福祉住環境コーディネーター」、「福祉情報技術コーディネーター」などの資格取得が求められるでしょう。社会福祉士・精神保健福祉士などの資格があれば活躍範囲が広がるので非常

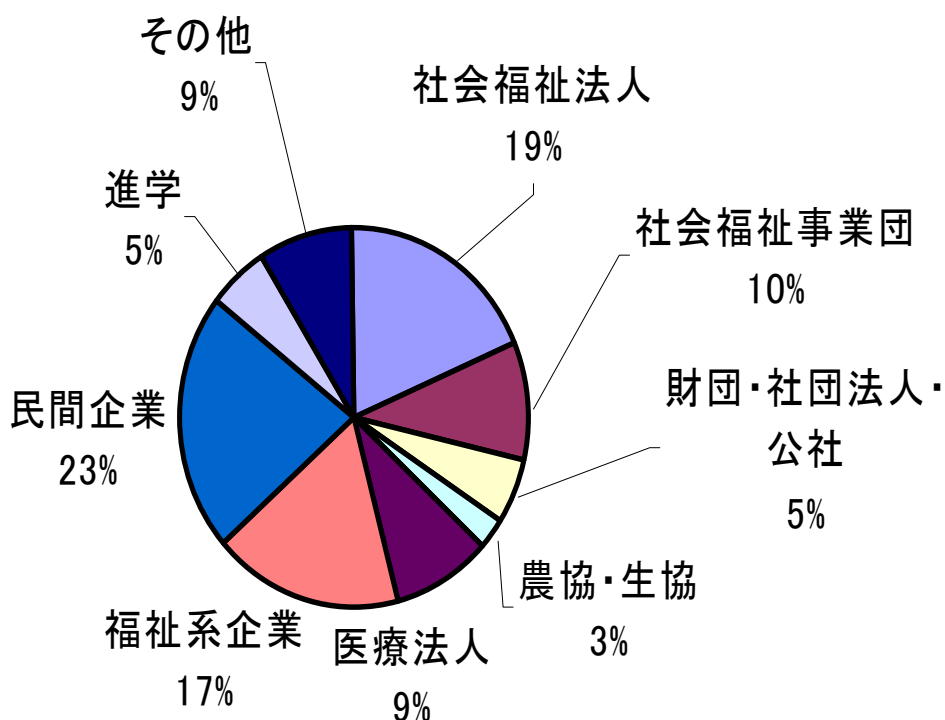
に歓迎されます。

社会福祉士・精神保健福祉士などの資格を持ち、福祉や医療などの分野で5年以上の実務経験があれば、または無資格でも老人福祉施設や民間介護サービス業で5～10年以上の経験があれば、ケアマネジャー（介護支援専門員）になるための試験「介護支援専門員実務研修受講試験」が受験できます。ぜひ、挑戦してください。（ケアマネジャーとは要介護の希望や心身の状況に応じ適切な介護プランを作成し、介護保険施設などと連絡調整を行うのが主な仕事です。）

社会リハビリテーション学科1期生の就職先！！

今春卒業した1期生の就職活動は昨年春から順調に進み、3月末の時点で約97%の進路が決定しました。内訳をみると、社会リハビリテーション学科の学びの広さが学生の就職先決定の幅を広げていることがわかります。学科宛に寄せられた求人は400件余り（大学全体では15000件）にのぼりました。社会福祉分野の専門職の必要性が高まり、国もその労働待遇の改善に踏み切りました。また、専門科目として学ぶ援助技術や人の生活を支える仕組みや方法は幅広い分野に求められる能力として評価されています。

社会リハビリテーション学科1期生進路決定状況 （2009年3月末現在の決定者111名について）



1 期生の主な内定先

J Aたんなん	社会福祉法人 飛鳥学園
J A兵庫六甲	澤村義肢製作所
N I C (医療事務センター)	I D O Mコーポレーション
T O A株式会社	兵庫南農業協同組合
淡路信用金庫	マックスバリュ西日本株式会社
佐野記念アットホーム老人保健施設	パナソニック 電工 エイジフリーケアサービス株式会社
岡山リハビリ機器販売有限公司	ワークステーション 株式会社
株式会社 ウィズ	社会福祉法人 聖徳園
株式会社 シィメス	社会福祉法人 阪神福祉会
株式会社 スペースアップ	社会福祉法人 あかね
株式会社 ダスキン	社会福祉法人 神戸福生会
株式会社 トーカイ	兵庫県国民健康保険団体連合会
株式会社 メトス	社会福祉法人 あいむ 広畑学園
株式会社ヤマシタコーポレーション	日本ロングライフ
株式会社 コムフレンド	社会福祉法人 喜楽苑
神戸聖隷福祉事業団	養護老人ホーム 高岡園
社福法人 協同の苑 六甲アイランド	宮野医療機器株式会社
社福法人 神戸福生会 ケアハウス	株式会社メルローズ
社福法人 博由社 障害者支援施設 博由園	アロン化成株式会社
社福法人 やながせ福祉会 勝原ホーム	塩野義製薬株式会社
西日本旅客鉄道株式会社	U C C
日本郵政公社 郵便事業	石川病院
兵庫県盲導犬教会	鏡野町社会福祉協議会
端野メディカル(株)	兵庫県社会福祉事業団
佐野伊川谷病院	社会福祉法人 こうほうえん
老人保健施設 名谷すみれ園	社会福祉法人 慶明会
社会福祉法人 菜の花会 ケアハウス	土山石油販売所
社会福祉法人 近江ちいろば会	育和会記念病院
兵庫スバル自動車株式会社	関西学院大学大学院
三井住友銀行	神戸学院大学大学院

社会リハビリテーション学科ガイド 2009年度

発行日 2009年4月1日
編集者 糟谷 佐紀
発行者 神戸学院大学総合リハビリテーション学部
社会リハビリテーション学科
〒651-2180 神戸市西区伊川谷町有瀬 518 番
TEL 078-974-2438 FAX 078-974-2392 (学部長補佐室)

許可無く、参照、複写、転載することを禁じます。

©2009 神戸学院大学総合リハビリテーション学部社会リハビリテーション学科